

(別 紙)

答申第297号

答 申

第1 審査会の結論

実施機関は、本件審査請求の対象となった情報のうち、別表に掲げる部分について、開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年12月6日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県立医科大付属病院の〇〇〇〇〇〇の安倍晋三元首相の銃殺に係る記者会見があった2022年7月8日から奈良県警が司法解剖結果を公表した7月9日までの間に警察庁と交信した通話記録、メール、奈良県警署内で作成された安倍晋三元首相の銃殺に係る文書すべて」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和5年2月2日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおりに特定した上で、（2）開示しない部分（以下「本件不開示情報」という。）を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

- ア 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和4年7月8日）
- イ 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第二報：安倍元首相の死亡と捜査本部の設置等）（令和4年7月8日）
- ウ 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第三報：捜索結果等）（令和4年7月8日）
- エ 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）
- オ 安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第五報）7／9 16：00時点の捜査結果（令和4年7月9日）
- カ 安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第1報）～事件の発生、被疑者の検挙、捜査本部の設置について～

（2）開示しない部分

- ア （1）のアのうち、「認知」欄の一部、「被疑者」欄の一部及び「被害者」欄の一部

- イ (1) のアのうち、「弁録等」欄
- ウ (1) のアのうち、「押収証拠品」欄、「状況等」欄の一部及び「捜査事項等」欄
- エ (1) のイのうち、「死亡日時」欄の一部
- オ (1) のイのうち、「死因等」欄の一部
- カ (1) のウのうち、「捜索関係」欄の一部、「その他」欄及び「検視関係」欄の一部
- キ (1) のエのうち、「解剖場所」欄の一部
- ク (1) のエのうち、「執刀医師」欄及び「その他」欄
- ケ (1) のエのうち、「解剖結果」欄の一部及び上から 6 段目の欄
- コ (1) のオのうち、上から 2 段目の欄の一部及び「街宣車」欄の一部
- サ (1) のカのうち、「報告の要旨」欄の「1 事案認知」の一部及び記書きの「3 被疑者」の一部

(3) 開示しない理由

- ア (2) のア、イ、エ、カ、ク、ケ、コ及びサ

条例第 7 条第 2 号に該当

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

- イ (2) のイ、ウ、オ、カ、ケ及びコ

条例第 7 条第 4 号に該当

現に捜査中の事件に関する情報であつて、公にすることにより、当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるなど、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため

- ウ (2) のオ及びキ

条例第 7 条第 4 号に該当

解剖場所の詳細に関する情報であつて、公にすることにより、捜査の妨害を企図する者に妨害行為を容易にする情報を提供することになり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため

3 審査請求

審査請求人は、令和 5 年 5 月 8 日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関の上級庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、不開示部分の開示を求める旨の審査請求を行った。

4 諮問

令和 5 年 6 月 15 日、諮問実施機関は、条例第 19 条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

不開示部分の開示を求める

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

警察発表の安倍晋三の死因は極めて疑念を残すと言わざるを得ない。7月8日に〇〇〇が検視した際は右首に2か所銃創があり、心臓に穴が開いていたと証言している。直接的な死因は心臓停止であり司法解剖など24時間以上経過した後の説明は信用に値しないため。SNSに投稿して国民の多様な意見で議論が必要なため開示を求める。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、弁明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 弁明書による本件決定の理由

(1) 警察庁等に対する捜査関係情報の報告について

ア 警察庁及び管区警察局に対する捜査関係情報の報告については、「捜査関係情報の報告について」（警察庁刑事局長通達）が各都道府県警察の長等宛てに発出されており、これに基づき速やかな報告が求められている。

当該通達には、報告対象事件について、「報告対象事件は、警察庁又は管区警察局において把握しておく必要があると認められる重要な事件・事案等とする。おおむね、（１）犯罪の種類、程度等にかんがみ重要と認められる事件（例）・凶悪事件・贈収賄等の公務員犯罪・暴力団等に係る重要な犯罪（２）犯罪の主体又は客体にかんがみ重要と認められる事件（例）・天皇、皇族、国又は地方公共団体の議員等、人の属性にかんがみ重要と認められる事件・警察施設、裁判所、交通機関等、施設の属性にかんがみ重要と認められる事件・危険物、国宝又は重要文化財等、物の属性にかんがみ重要と認められる事件（中略）とするが、これら以外のものについても、社会的反響が大きいと認められる事件・事案等は、必要に応じて報告すること。」と記載されている。

また、報告要領等には、報告の時期について、「報告対象事件・事案等が発生（認知）したとき又はこれを検挙したときは、速やかに報告すること。また、事件内容等からみて、社会的反響が特に大きいと認められる事案の捜査に着手する場合等は、事前に報告すること。」と記載され、報告先について、「事件情報は、警察庁に対しては当該事件・事案の主管課長及び関係課長あてに、管区警察局に対しては公（保）安部長あてに報告すること。（以下省略）」等と記載されている。

イ さらに、社会的反響の大きい事件等に関する警察庁に対する捜査関係情報の報告については、「大きな社会的反響が予想される事件等に係る情報の速報について」

（警察庁刑事局捜査第一課理事官事務連絡）が各道府県警察本部刑事部長等宛てに発出されており、警察庁刑事局捜査第一課宛ての速報が求められている。

当該文書には、速報すべき事件等が記載されており、その中に「国又は地方公共団体の議員、国家公務員（中央省庁の職員又は地方機関の幹部職員）、地方公務員（幹部職員）等が関係する事件」、「その他事案の特異性等に鑑み、大きな社会的反響が予想される事案」、「捜査本部設置予定事件」等と明記されている。

ウ 令和4年、本県で発生した安倍晋三元内閣総理大臣被害に係る殺人事件（以下「本件事案」という。）については、被害者が元内閣総理大臣である上、現職の国會議員であることから社会的反響が大きく、前述した通達及び事務連絡に基づく警察庁関係部署に対する速報が必要であると判断される重大事件であった。

（2）本件行政文書について

本件開示請求に伴い、実施機関が審査請求人に架電聴取を行い、確認した結果、審査請求人が求めている行政文書については、「警察庁と交信した通話記録とメールに加えて、奈良県警で作成された安倍晋三元首相の銃殺に係る文書であって、令和4年7月8日から7月9日までの間に作成されたもの」であり、「警備計画や広報文などは請求対象ではない」旨を確認した。

本件行政文書は、本件事案発生後に実施機関で作成し警察庁に報告されたもので、実施機関で保管管理されていた文書である。

（3）条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とする旨規定している。一方、ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

なお、死者についても名誉権等の人格権的利益は、一定の範囲において法律上保護すべきものとされていることから、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

ア 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和4年7月8日）

当該行政文書の「認知」欄の不開示部分には、110番の通報者個人の氏名や通報内容に関する情報が記載されている。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるもので、条例第7条第2号本文に該当する。そして、法令等の規定により又は慣行として公にされている事実とは認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書アには該当しない。また、これらの情報の性質に鑑みれば、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

また、「被疑者」欄の不開示部分には、公にされていない被疑者の本籍地や居住地の詳細、生年月日、犯罪経歴に関する情報が記載されている。被疑者の住所の一部及び氏名、職業、年齢については、既に報道等により公知となっていることから開示している。しかし、不開示部分については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるもので、条例第7条第2号本文に該当する。そして、法令等の規定により又は慣行として公にされている事実とは認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書アには該当しない。さらに、これらの情報の性質に鑑みれば、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

次に、「被害者」欄の不開示部分には、被害者の状態について記載されている。被害者の氏名等については、既に報道等により公知となっていることから開示しているが、不開示部分については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるもので、条例第7条第2号本文に該当する。そして、法令等の規定により又は慣行として公にされている事実とは認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書アには該当しない。さらに、これらの情報の性質に鑑みれば、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

次に、「弁録等」欄の不開示部分には、弁解録取手続時における被疑者の供述内容に関する情報が記載されている。したがって、これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるもので、条例第7条第2号本文に該当する。そして、法令等の規定により又は慣行として公にされている事実とは認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書アには該当しない。さらに、これらの情報の性質に鑑みれば、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

イ 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第二報：安倍元首相の死亡と捜査本部の設置等）（令和4年7月8日）

当該行政文書の「死亡日時」欄の不開示部分には、公にされていない被害者の治療状況に関する情報や、被害者の家族に関する情報が記載されている。被害者の死亡については、当該行政文書の件名に記載されている上、既に報道等により公知となっている。しかし、不開示部分に記載された情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるもので、条例第7条第2号本文に該当する。そして、法令等の規定により又は慣行として公にされている事実とは認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書アには該当しない。さらに、これらの情報の性質に鑑みれば、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

ウ 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第三報：捜索結果等）（令和4年7月8日）

当該行政文書の「捜索関係」欄の不開示部分には、公にされていない捜索差押の関係者に関する情報が記載されている。したがって、これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるもので、条例第7条第2号本文に該当する。そして、法令等の規定により又は慣行として公にされている事実とは認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書アには該当しない。さらに、これらの情報の性質に鑑みれば、同号ただ

し書イ及びウにも該当しない。

また、「その他」欄の不開示部分には、公にされていない被疑者の家族の状況に関する情報が記載されている。したがって、これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるもので、条例第7条第2号本文に該当する。そして、法令等の規定により又は慣行として公にされている事実とは認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書アには該当しない。さらに、これらの情報の性質に鑑みれば、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

また、「検視関係」欄の不開示部分には、公にされていない御遺体の損傷状況に関する情報が記載されている。致命傷に関する情報については、既に報道等により公知となっている。しかし、不開示部分に記載された情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるもので、条例第7条第2号本文に該当する。そして、法令等の規定により又は慣行として公にされている事実とは認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書アには該当しない。さらに、これらの情報の性質に鑑みれば、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

エ 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）

当該行政文書の「執刀医師」欄の不開示部分には、解剖を行った執刀医師の氏名や年齢等に関する情報が記載されている。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるもので、条例第7条第2号本文に該当する。そして、法令等の規定により又は慣行として公にされている事実とは認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書アには該当しない。さらに、これらの情報の性質に鑑みれば、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

また、「解剖結果」欄の不開示部分には、公にされていない御遺体の損傷状況に関する情報が記載されている。死亡日時、死亡場所及び死因については、既に報道等により公知となっている。しかし、不開示部分に記載された情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるもので、条例第7条第2号本文に該当する。そして、法令等の規定により又は慣行として公にされている事実とは認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書アには該当しない。さらに、これらの情報の性質に鑑みれば、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

次に、上から6段目の欄の不開示部分には、被害者の関係者に関する情報が記載されている。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるもので、条例第7条第2号本文に該当する。そして、法令等の規定により又は慣行として公にされている事実とは認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書アには該当しない。さらに、これらの情報の性質に鑑みれば、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

次に、「その他」欄の不開示部分には、公にされていない御遺体の行程及びその移動手段が記載されている。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるもので、条例第7条第2号本文に該当する。そして、法令等の規定により又は慣行として公にされている事実とは認められず、

また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書アには該当しない。さらに、これらの情報の性質に鑑みれば、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

オ 安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第五報）7／9 16：00時点の捜査結果（令和4年7月9日）

当該行政文書の上から2段目の欄の開示部分には、公にされていない被疑者に対する捜査結果に関する情報が記載されている。被疑者が電車で近鉄新大宮駅から西大寺駅にきたことは、既に報道等により公知となっている。しかし、不開示部分に記載された情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。そして、法令等の規定により又は慣行として公にされている事実とは認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書アには該当しない。さらに、これらの情報の性質に鑑みれば、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

また、「街宣車」欄の開示部分には、事件関係者に関する情報が記載されている。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。そして、法令等の規定により又は慣行として公にされている事実とは認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書アには該当しない。さらに、これらの情報の性質に鑑みれば、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

カ 安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第1報）～事件の発生、被疑者の検挙、捜査本部の設置について～

当該行政文書の「報告の要旨」欄のうち、「1 事案認知」の開示部分には、110番の通報内容に関する情報が記載されている。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。そして、法令等の規定により又は慣行として公にされている事実とは認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書アには該当しない。さらに、これらの情報の性質に鑑みれば、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

また、記書きのうち、「3 被疑者」の開示部分には、公にされていない被疑者の本籍地や住居地の詳細、生年月日、犯罪経歴に関する情報が記載されている。被疑者の住所の一部及び氏名、職業、年齢については、既に報道等により公知となっていることから開示している。しかし、不開示部分については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。そして、法令等の規定により又は慣行として公にされている事実とは認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書アには該当しない。さらに、これらの情報の性質に鑑みれば、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

以上のとおり、アからカまでの不開示部分については、条例第7条第2号本文に該当し、また、同号ただし書に該当しないため不開示とすることが妥当であると判断する。

(4) 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報とする旨規定している。

まず、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和4年7月8日）」の「弁録等」、「押収証拠品」、「状況等」、「捜査事項等」の各欄の不開示部分には、被疑者の犯罪事実の要旨に対する弁解の内容、事件の証拠品に関する情報、捜査の内容等が記載されている。

次に、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第二報：安倍元首相の死亡と捜査本部の設置等）（令和4年7月8日）」の「死因等」欄の不開示部分には、司法解剖の実施に関する情報及び解剖場所の詳細が記載されている。

次に、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第三報：捜索結果等）（令和4年7月8日）」の「捜索関係」欄の不開示部分には、捜索差押結果に関する情報が記載されており、「その他」欄の不開示部分には、事件関係者に関する情報が記載されており、「検視関係」欄の不開示部分には、御遺体の損傷状況に関する情報が記載されている。

次に、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」の「解剖場所」欄の不開示部分には、解剖場所の詳細が記載されており、「解剖結果」欄の不開示部分には、御遺体の損傷状況に関する情報が記載されている。また、上から6段目の欄の不開示部分には、被害者の関係者に関する情報が記載されている。

次に、「安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第五報）7／9 16：00時点の捜査結果（令和4年7月9日）」の上から2段目の欄の不開示部分には、公にされていない被疑者に対する捜査結果に関する情報が記載されている。また、「街宣車」欄の不開示部分には、捜査機関が行う検証に関する情報が記載されている。

これらの情報を公にすると、本件事案に関する個々具体的な捜査事項のほか、警察の捜査手法に関わる事項、すなわち捜査のどこに重点を置いているのかという着眼点やどのような捜査をどこまでの範囲でどのような方法で行ったかという捜査の進捗状況等が明らかとなり、迅速的確な捜査はもとより、その後の本件事案の刑事裁判にも密接に関わるものであることから、公にすることにより、本件事案の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれが認められる。

さらに、捜査手法に関わる事項を公にすると、犯罪企図者において捜査活動への妨害等の対抗措置を図られることにより、今後の犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが認められる。

よって、これらの情報は、条例第7条第4号に該当し、不開示とすることが妥当であると判断する。

(5) 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、本件決定について原処分維持が適当と考える。

2 口頭理由説明

(1) 口頭理由説明（1回目）による本件決定の理由

「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和４年７月８日）」の「被疑者」欄及び「被害者」欄については、警察が広報して公にしている情報を除き、個人に関する情報に該当すると判断し、不開示としている。

「弁録等」欄の不開示部分は、個人に関する情報に該当すると判断している。また、公にすれば、捜査・公判に影響を及ぼすおそれがあるほか、新たな犯罪を誘発するおそれがあり、犯罪の予防又は捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当すると判断している。

次に、「押収証拠品」欄、「状況等」欄、「捜査事項等」欄については、事件がいまだ公判前であることに鑑みると、これらを公にすることにより、捜査・公判に影響を及ぼし、また新たな犯罪を誘発するおそれがあると判断している。

「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第二報：安倍元首相の死亡と捜査本部の設置等）（令和４年７月８日）」にある「死亡日時」欄については、公にされていない被害者の治療状況や被害者の家族に関する情報であることから、個人に関する情報に該当すると判断し、不開示としている。

次に、「死因等」欄のうち、「解剖関係」の下段に関する不開示部分については、公にすれば捜査・公判に影響を及ぼすおそれがあることから不開示としている。また、場所に関する不開示部分については、奈良県立医科大学のホームページを確認すると、県内での司法解剖が同大学で行われていることが分かる状況ではあるが、被害者である元首相の解剖については、当県において前代未聞で、かつ、世間の耳目を集めるものであったことから、捜査の妨害を企図する者や当該解剖結果を知ろうとする者、解剖結果に不満を抱く者等からの同大学内の解剖場所への訪問や職員に対する電話による攻撃、懐柔のおそれがあると判断し、不開示としている。

「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第三報：捜索結果等）（令和４年７月８日）」については、「捜索関係」欄には詳細な捜索差押えの結果が、「その他」欄には被疑者の家族の状況が、「検視関係」欄には御遺体の損傷状況がそれぞれ記載されており、個人に関する情報に該当すると判断している。また、公にすれば、捜査・公判に影響を及ぼすおそれがあるほか、新たな犯罪を誘発するおそれがあると判断し、不開示としている。なお、「捜索関係」欄及び「検視関係」欄の開示部分については、警察が広報して公にしている情報であるため、開示している。

「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和４年７月９日）」にある「解剖場所」欄については、先述のとおり理由で不開示としている。「執刀医師」欄については、執刀医師を識別することができる情報が記載されている。また、「その他」欄には御遺体の行程及びその移動手段が記載されているが、死者についても、人格権的利益は、一定の範囲において法律上保護すべきものとされていることから、個人に関する情報に該当すると判断し、不開示としている。

次に、「解剖結果」欄については、御遺体の損傷状況が記載されており、個人に関する情報に該当すると判断している。また、公にすれば、捜査・公判に影響を及ぼすおそれがあるほか、新たな犯罪を誘発するおそれがあると判断し、不開示としている。

上から６段目の欄については、事件の発生から半年以上経過してもなお世情不安が広まりを見せていた当時の状況下においては、被害者以外の個人に対する安全面から上から６段目の欄を公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害を招くおそれがある情報であると判断し、不開示としている。

「安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第五報）７／９ １６：００時点の捜査結

果（令和4年7月9日）」については、上から2段目の欄には、犯行前の被疑者の足取りが記載されている。また、「街宣車」欄については、事件関係者に関する情報や捜査機関が行う検証に関する情報が記載されている。これらは、個人に関する情報に該当するとともに、公にすれば、捜査・公判に影響を及ぼすおそれがあるほか、新たな犯罪を誘発するおそれがあると判断し、不開示としている。

最後に、記書きのうち、「3 被疑者」の一部については、警察が広報して公にしている情報を除き、個人に関する情報に該当すると判断し、不開示としている。

（2）口頭理由説明（2回目）による本件決定の理由

当審査会は、諮問実施機関による1回目の口頭理由説明を受けた後、更に確認が必要であると認めた事項について、2回目の説明を求めた。これによる諮問実施機関の説明は、おおむね以下のとおりであった。

ア 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和4年7月8日）」の「被疑者」欄について

確認事項である「被疑者」欄の生年月日の暦の使用については、一般的には、日本人には和暦を使用し、外国籍の場合には西暦を使用している。その暦を開示することにより国籍等が判明するおそれがある。

イ 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」の「執刀医師」欄について

「司法解剖は、奈良県立医科大学でしか行われぬのか」との確認事項については、司法解剖は奈良県立医科大学以外でも行われるケースがある。

次に、「誰が解剖したかということは、本件事案においてどのような支障が生じるのか」という点については、今回の件につき、公判前の段階において「執刀医師」を明らかにすることで、当該解剖結果を知ろうとする者、結果に不満を抱く者等による当該執刀医師への面会や電話等による攻撃や懐柔のおそれがあり、当該執刀医師の私生活に影響を及ぼすことから条例第7条第2号の「個人に関する情報」に該当すると判断している。

ウ 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」の上から6段目の欄について

確認事項は、被害者の関係者に関する情報についてであるが、本件決定を行った日（令和5年2月2日）前後における社会情勢については、令和5年1月4日、伊勢神宮で岸田首相参拝前に爆竹破裂、1か月たっても犯人像不明、令和5年4月15日、岸田首相の演説会場で発煙筒のようなものが投げ込まれ爆発、男を威力業務妨害容疑で現行犯逮捕等、当該事件の発生から半年以上経過してもなお世情不安が広まりを見せている状況下であり、犯罪の発生を未然に防止し、被害者の関係者の身の安全を確保する必要性があったことから、上から6段目の欄の具体的な内容のみならず、項目の情報自体を公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害を招くおそれがある情報であると判断し、不開示とした。

エ 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」の「その他」欄について

確認事項は、御遺体の行程及びその移動手段に係る情報について、誰の個人情報に該当するのかということであるが、「その他」欄には、安倍元首相の御遺体の行程及びその移動手段が記載されており、死者についても人格権的利益は、一定の範囲において法律上保護すべきものとされていることから、個人情報に該当すると判断し、不開示としている。

オ 「安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第五報）7／9 16：00時点の捜査結果（令和4年7月9日）」の上から2段目の左欄の2行目について

確認事項は、上から2段目の左欄の2行目を不開示とする理由についてであるが、公判前で捜査項目が明らかにされていないため、この部分を開示することにより捜査手法が公になり、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあると判断し、不開示とした。

カ 「安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第五報）7／9 16：00時点の捜査結果（令和4年7月9日）」の「街宣車」欄について

確認事項は、「街宣車」欄とその下の「記者対応（案）」欄との整合性等であるが、「記者対応（案）」で開示する情報以上の詳細な情報を公にすることで、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあると判断し、条例第7条第4号に該当するものとして、不開示とした。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

実施機関は、「捜査関係情報の報告について」（警察庁刑事局長通達）に基づき、「警察庁又は管区警察局において把握しておく必要があると認められる重要な事件・事案等」について、速やかな報告が求められているとともに、社会的反響の大きい事件等に関する警察庁に対する捜査関係情報の報告については、「大きな社会的反響が予想され

る事件等に係る情報の速報について」(警察庁刑事局捜査第一課理事官事務連絡)が各道府県警察本部刑事部長等宛てに発出されており、警察庁刑事局捜査第一課宛ての速報が求められている。

本件行政文書は、本件事案が当該通達及び当該事務連絡に基づく警察庁関係部署に対する速報が必要であると判断された重大事件であるため、本件事案の発生後に実施機関が作成し警察庁に報告したものである。

3 本件決定の妥当性について

(1) 本件不開示情報について

実施機関は、以下のア、イ及びウに掲げるとおり、条例第7条各号に該当するとして不開示にしている。これらに対し、審査請求人は、以下の不開示部分の開示を求めている。

ア 条例第7条第2号に該当するとして不開示としたもの

- ① 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件(第一報)(令和4年7月8日)」のうち、「認知」欄の一部、「被疑者」欄の一部及び「被害者」欄の一部
- ② 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件(第二報:安倍元首相の死亡と捜査本部の設置等)(令和4年7月8日)」のうち、「死亡日時」欄の一部
- ③ 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件(第四報:解剖結果等)(令和4年7月9日)」のうち、「執刀医師」欄及び「その他」欄
- ④ 「安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件(第1報)～事件の発生、被疑者の検挙、捜査本部の設置について～」のうち、「報告の要旨」欄の「1 事案認知」の一部及び記書きの「3 被疑者」の一部

イ 条例第7条第4号に該当するとして不開示としたもの

- ① 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件(第一報)(令和4年7月8日)」のうち、「押収証拠品」欄、「状況等」欄の一部及び「捜査事項等」欄
- ② 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件(第二報:安倍元首相の死亡と捜査本部の設置等)(令和4年7月8日)」のうち、「死因等」欄の一部
- ③ 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件(第四報:解剖結果等)(令和4年7月9日)」のうち、「解剖場所」欄の一部

ウ 条例第7条第2号及び第4号に該当するとして不開示としたもの

- ① 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件(第一報)(令和4年7月8日)」のうち、「弁録等」欄
- ② 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件(第三報:検索結果等)(令和4年7月8日)」のうち、「検索関係」欄の一部、「その他」欄及び「検視関係」欄の一部
- ③ 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件(第四報:解剖結果等)(令和4年7月9日)」のうち、「解剖結果」欄の一部及び上から6段目の欄
- ④ 「安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件(第五報)7/9 16:00時点の捜査結果(令和4年7月9日)」のうち、上から2段目の左欄及び右欄の一部並びに「街宣車」欄の一部

(2) 条例第7条第2号及び第4号について

ア 条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

イ 同条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示とする旨規定している。

（3）不開示情報該当性について

ア 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和4年7月8日）」のうち、「認知」欄の一部、「被疑者」欄の一部及び「被害者」欄の一部（（1）のアー①）について

諮問実施機関は、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和4年7月8日）」のうち、「認知」欄の一部、「被疑者」欄の一部及び「被害者」欄の一部について条例第7条第2号に該当する旨主張している。

これらについて、当審査会が見分したところ、「認知」欄の一部について、通報者の氏名及び通報内容から構成された一つの不開示情報であることが認められた。

しかし、通報者の氏名と通報内容は、容易に区分することが可能であり、氏名を不開示とし、通報内容を開示しても特定の個人を識別することはできないことが認められる。

以上のことから、「認知」欄の一部について、別表に掲げる部分については条例第7条第2号の不開示情報に該当しない。

「被疑者」欄については、被疑者の本籍、住居、職業、氏名、年齢、生年月日及び犯歴が記載されていることが認められた。本件開示請求により開示された「被疑者」欄に記載された氏名等に関する情報は、実施機関において、条例第7条第2号本文に掲げる不開示情報に該当するものの、実施機関の広報により公表されていることから開示したものである。他方、本件開示請求に係る不開示情報については、実施機関が公表した事実はないため、不開示としたものである。

この点を検討するに、不開示情報がテレビや新聞等において既に公にされている情報であったとしても、当該情報はあくまでも報道機関等が独自の取材に基づき独自に報道したものであることを踏まえれば、報道されたとの一事のみをもって、当該情報が法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとまでは認められないと考えられる。このことからすれば、実施機関が自ら公表していない情報を不開示情報とする

取扱いにも一定の合理性が認められる。

なお、「被疑者」欄の一部に被疑者の生年月日が記載されていることを示す情報は有意な情報であり、具体的な生年月日それ自体と生年月日が記載されていることを示す情報は容易に区分して開示することができるため開示すべきである。

よって、別表に掲げる部分については、条例第7条第2号の該当性を認めることはできない。

加えて、「被害者」欄については、被害者の氏名及び被害者の状況が記載されており、被害者の状況については被害者の心身の状況に関する情報であることが認められた。「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれ、本号は個人の権利利益を広く保護していることから、死者に関する情報についても、本号により原則として不開示とするものである。

このことから、「認知」欄の一部、「被疑者」欄の一部及び「被害者」欄の一部のうち、別表に掲げる部分を除いた部分については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当し、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められず、同号ただし書アに該当するとは認められない。また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であることは明らかである。

以上のことから、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和4年7月8日）」のうち、「認知」欄の一部、「被疑者」欄の一部及び「被害者」欄の一部について、別表に掲げる部分を除いた部分は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

イ 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和4年7月8日）」のうち、「弁録等」欄、「押収証拠品」欄、「状況等」欄の一部及び「捜査事項等」欄（（1）のイー①及びウー①）について

諮問実施機関は、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和4年7月8日）」のうち、「弁録等」欄、「押収証拠品」欄、「状況等」欄の一部及び「捜査事項等」欄について条例第7条第4号に該当する旨主張している。

これらについて、当審査会が見分したところ、「弁録等」欄については被疑者の犯罪事実の要旨に対する弁解の内容、「押収証拠品」欄については事件の証拠品に関する情報、「状況等」欄の一部については事件の状況に関する情報、「捜査事項等」欄については事件の捜査内容等が記載されていることが認められた。これらの情報について公にすると、当該事件の具体的な捜査事項のほか、警察の捜査手法に関わる事項が明らかとなり、当該事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼす可能性がないとは言えない。また、捜査手法に関わる事項を公にすると、犯罪企図者において捜査活動への妨害等の対抗措置を図られることにより、今後の犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす可能性がないとも言えず、諮問実施機関の説明に合理性がないとは言えない。

したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

があると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

以上のことから、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和４年７月８日）」のうち、「弁録等」欄、「押収証拠品」欄、「状況等」欄の一部及び「捜査事項等」欄については、条例第７条第４号に掲げる不開示情報に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

また、「弁録等」欄については、条例第７条第４号に掲げる不開示情報に該当することから、同条第２号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第二報：安倍元首相の死亡と捜査本部の設置等）（令和４年７月８日）」のうち、「死亡日時」欄の一部（（１）のアー②）について

諮問実施機関は、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第二報：安倍元首相の死亡と捜査本部の設置等）（令和４年７月８日）」のうち、「死亡日時」欄の一部について条例第７条第２号に該当する旨主張している。

これについて、当審査会が見分したところ、被害者の治療状況に関する情報や、被害者の家族に関する情報であることが認められた。

まず、被害者の治療状況に関する情報は、被害者本人の個人に関する情報であって、条例第７条第２号本文に掲げる情報に該当する。

次に、被害者の家族に関する情報は、被害者及びその家族の個人に関する情報であることから、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第７条第２号本文に掲げる情報に該当する。

なお、上記被害者の治療状況に関する情報及び被害者の家族に関する情報については、実施機関が自ら公表した情報ではない。

しかし、被害者の治療状況に関する情報とは異なり、被害者の家族に関する情報は、報道機関が独自の取材に基づき独自に報道したものであるが、多くのメディアにおいて頻繁に、同時中継や録画放映が全国的に行われ、また、当時の映像が長期にわたりウェブメディア等で何人も視聴することが可能であったことから、多くの国民が知り得る状態にあったものと考えられる。

このことからすれば、被害者の家族に関する情報は、実施機関が自ら公表した情報ではないものの、上記のように多くの国民が知り得る状態にあった情報については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられ、同号ただし書アにより、不開示情報から除くべきと考えられる。

よって、被害者の家族に関する情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報とは認められず、また、公にする予定があるとも認められないとする諮問実施機関の主張には首肯し難く、被害者の家族に関する情報は、同号ただし書アに該当するものと認めざるを得ない。

以上のことから、「死亡日時」欄の一部について、別表に掲げる部分については条例第７条第２号の不開示情報には該当せず、別表に掲げる部分を除いた部分については、条例第７条第２号に掲げる不開示情報に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

エ 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第二報：安倍元首相の死亡と捜査本部の設置等）（令和４年７月８日）」のうち、「死因等」欄の一部（（１）のイー②）について

諮問実施機関は、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第二報：安倍元首相の死亡と捜査本部の設置等）（令和４年７月８日）」のうち、「死因等」欄の一部について条例第７条第４号に該当する旨主張している。

これについて、当審査会が見分したところ、司法解剖の実施に関する情報及び解剖場所に関する記述であることが認められた。司法解剖の実施に関する情報について公にされると、今後の捜査・公判に支障が生じる可能性を否定できず、今後の犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

また、解剖場所に関する記述については、連日多くの報道等が行われ、大きな社会的反響があった当該事件において、解剖場所に関する情報が公にされると、捜査の妨害を企図する者や解剖結果に不満を抱く者等からの解剖場所への訪問や職員に対する電話による攻撃、懐柔の可能性は否定できず、犯罪企図者において捜査活動への妨害等の対抗措置を図られることにより、今後の犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問実施機関の説明に合理性がないとは言えない。

しかし、「死因等」欄の司法解剖の実施に関する情報が記載された部分及び解剖場所に関する記述を別とすれば、その他の部分は、司法解剖に関する情報の種別を示す項目であって、当該情報が公になったとしても、今後の犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報とまでは認めることはできない。

よって、別表に掲げる部分については、条例第７条第４号の該当性を認めることはできない。

以上のことから、演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第二報：安倍元首相の死亡と捜査本部の設置等）（令和４年７月８日）のうち、別表に掲げる部分については条例第７条第４号の不開示情報には該当せず、別表に掲げる部分を除いた部分については、条例第７条第４号に掲げる不開示情報に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

オ 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第三報：捜索結果等）（令和４年７月８日）」のうち、「捜索関係」欄の一部、「その他」欄及び「検視関係」欄の一部（（１）のウー②）について

諮問実施機関は、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第三報：捜索結果等）（令和４年７月８日）」のうち、「捜索関係」欄の一部、「その他」欄及び「検視関係」欄の一部について条例第７条第４号に該当する旨主張している。

これらについて、当審査会が見分したところ、当該事件の具体的な捜査事項であることが認められた。当該情報が公になると、今後の捜査・公判に支障が生じる可能性を否定できず、今後の犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

これらのことから、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第三報：捜索結果等）（令和４年７月８日）」のうち、「捜索関係」欄の一部、「その他」欄及び「検視

関係」欄の一部については、条例第7条第4号に掲げる不開示情報に該当し、同条第2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」のうち、「解剖場所」欄の一部（（1）のイー③）について

諮問実施機関は、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」のうち、「解剖場所」欄の一部について条例第7条第4号に該当する旨主張している。

これについて、当審査会が見分したところ、解剖場所に関する情報であることが認められた。

したがって、エと同様の理由により、当該情報は公にすることにより、今後の犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

以上のことから、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」のうち、「解剖場所」欄の一部については、条例第7条第4号に掲げる不開示情報に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

キ 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」のうち、「執刀医師」欄及び「その他」欄（（1）のアー③）について

諮問実施機関は、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」のうち、「執刀医師」欄及び「その他」欄について条例第7条第2号に該当する旨主張している。

これらについて、当審査会が見分したところ、「執刀医師」欄については、解剖を行った執刀医師の所属、職、氏名及び年齢が記載されており、「その他」欄については、御遺体の行程及びその移動手段に関する情報であることが認められた。

「執刀医師」欄のうち、解剖を行った執刀医師の所属、職、氏名及び年齢については、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

まず第1に、執刀医師の氏名については、これが、①公務員等の氏名であったとしても、公にした場合、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示情報とはされていないものの、②実施機関により当該氏名を公表する慣行がある場合や、公にする意思をもって当該氏名を情報提供している場合等であって、③公にした場合でも当該公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがなければ、同号ただし書アが適用され、不開示情報に該当しないこととなる。

この点、連日多くの報道等が行われ、大きな社会的反響があった当該事件において、執刀医師の氏名等の情報が公にされると、解剖結果に疑問や不満を抱く者等からの当該執刀医師個人への訪問、質問、攻撃等が生じるなど、当該執刀医師の私生活等に影響を及ぼすおそれが十分に考えられる。

このことからすれば、執刀医師の氏名については、上記③に示すところに照らすと、同号ただし書アに該当しないと認められる。

第2に、執刀医師の所属及び職については、これが、当該公務員等の職に係る部分に該当することから、同号ただし書ウが適用される。加えて、同号ただし書ウは、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても不開示とはしない取扱いとされているため、執刀医師の所属及び職については、不開示情報に該当しないとの考えが原則である。

しかしながら、執刀医師の所属及び職を公にすることで特定の個人を識別することができる場合であって、公にした場合、当該執刀医師の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合にまで一律に取り扱い、所属及び職を公にすれば、氏名を不開示情報とした趣旨が完全に没却される。1に示すとおり、同条の趣旨が県の保有する情報は原則開示との考え方に立ちながら、個人の権利利益も適切に保護すべき必要性を受け、この両者を適切に比較衡量することにあることに鑑みれば、同号ただし書ウの「特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示とはしない」との取扱いについても、当該特定の公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがある限りにおいて、これを不開示情報とすることも許容され则认为される。

この点、本件事案において、当該執刀医師の私生活等に影響を及ぼすおそれがあることは前述のとおりであるから、執刀医師の所属及び職については、同号ただし書ウに該当しないと認められる。

第3に、執刀医師の「年齢」については、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、同号本文が適用され、不開示情報に該当する。

なお、「執刀医師」欄の一部に執刀医師の年齢が記載されていることを示す情報は有意な情報であり、年齢それ自体と年齢が記載されていることを示す情報は容易に区分して開示することができるため開示すべきである。

よって、別表に掲げる部分については、条例第7条第2号の該当性を認めることはできない。

次に、「その他」欄に記載された御遺体の行程及びその移動手段に関する情報については、死者の個人に関する情報として、条例第7条第2号本文に掲げる不開示情報に該当する。

なお、当該事件の被害者については、内閣総理大臣経験者である当時現役の国会議員であったことから、被害者の氏名については法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められるが、本件における公表情報の考え方を踏まえても、被害者の御遺体の行程及びその移動手段までが慣行として公にされていたとは認められない。このことから、当該情報は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」のうち、「執刀医師」欄及び「その他」欄について、別表に掲げる部分を除いた部分は、条例第7条第2号本文に掲げる不開示情報に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

ク 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」のうち、「解剖結果」欄の一部及び上から6段目の欄（（1）のウー③）について

諮問実施機関は、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果

等）（令和４年７月９日）」のうち、「解剖結果」欄の一部及び上から６段目の欄について条例第７条第４号に該当する旨主張している。

これらについて、当審査会が見分したところ、「解剖結果」欄については、御遺体の解剖結果に関する具体的な情報、上から６段目の欄については、被害者の関係者に関する情報であることが認められた。

御遺体の解剖結果に関する具体的な情報については、当該情報が公になると、捜査・公判に影響を及ぼすおそれがあるほか、新たな犯罪を誘発するおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、条例第７条第４号本文に掲げる情報に該当する。

また、上から６段目の欄については、被害者の関係者に関する情報であり、当該不開示部分は、開示決定時の社会情勢において、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害を招くおそれがある情報であったことから、公になることにより、本件事案の捜査に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問実施機関の説明に合理性がないとは言えない。

したがって、当該不開示部分を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

以上のことから、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和４年７月９日）」のうち、「解剖結果」欄の一部及び上から６段目の欄については、条例第７条第４号に該当し、同条第２号について判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

ケ 「安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第五報）７／９ １６：００時点の捜査結果（令和４年７月９日）」のうち、上から２段目の左欄及び右欄の一部並びに「街宣車」欄の一部（（１）のウー④）について

諮問実施機関は、「安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第五報）７／９ １６：００時点の捜査結果（令和４年７月９日）」のうち、上から２段目の左欄及び右欄の一部並びに「街宣車」欄の一部について条例第７条第４号に該当する旨主張している。

これらについて、当審査会が見分したところ、上から２段目の左欄及び右欄の一部については、被疑者の捜査結果に関する情報であることが認められた。被疑者の捜査結果に関する情報については、当該情報が公になると、本件事案に関する具体的な捜査事項のほか、警察の捜査手法に関わる事項や捜査の進捗状況等が明らかとなり、本件事案の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

しかし、上から２段目の左欄の１行目については、右欄の一部が開示されていることから、当該不開示部分を開示した場合でも、諮問実施機関が主張する捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

一方で、上から２段目の左欄の２行目については、警察の捜査手法に関わる事項とする実施機関の説明に合理性がないとも言えないため、不開示情報に該当すると認められる。

次に「街宣車」欄の一部について、当審査会が見分したところ、本件事案の捜査結果に関する具体的な情報であることが認められた。捜査結果に関する具体的な情報については、本件事案の具体的な捜査事項であり、これらが公にされる

と、その後の捜査及び公訴に影響を及ぼすおそれがあるとする諮問実施機関の説明に合理性がないとは言えない。

しかし、「街宣車」欄のうち、「検証物件」の項目が開示されていることから、検証内容に関する情報が記載された部分を別とすれば、検証内容の項目のみを開示した場合でも、今後の犯罪の予防及び捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報とまでは認めることはできない。よって、別表に掲げる部分については、条例第7条第4号に該当すると認めることはできない。

このことから、「安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第五報）7／9 16：00時点の捜査結果（令和4年7月9日）」のうち、別表に掲げる部分を除いた上から2段目の左欄及び右欄の一部並びに「街宣車」欄の一部については、条例第7条第4号に該当し、このことからすれば同条第2号について判断するまでもなく、不開示情報に該当すると認めることが妥当である。

以上のことから、当該不開示部分のうち別表に掲げる部分を除いた部分については、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

- コ 「安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第1報）～事件の発生、被疑者の検挙、捜査本部の設置について～」のうち、「報告の要旨」欄の「1 事案認知」の一部及び記書きの「3 被疑者」の一部（（1）のアー④）について

諮問実施機関は、「安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第1報）～事件の発生、被疑者の検挙、捜査本部の設置について～」のうち、「報告の要旨」欄の「1 事案認知」の一部及び記書きの「3 被疑者」の一部については、条例第7条第2号に該当する旨主張している。

これらについて、当審査会が見分したところ、（3）のアの情報と同様の情報と認められることから、その示すところと同様に、別表に掲げる部分を除いた部分は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 表)

本件行政文書	開示すべき部分
ア 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件(第一報)(令和4年7月8日)	「認知」欄のうち、1行目21文字目から26文字目まで、2行目12文字目から22文字目まで
ア 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件(第一報)(令和4年7月8日)	「被疑者」欄のうち、4行目20文字目、25文字目、27文字目、30文字目及び31文字目
イ 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件(第二報:安倍元首相の死亡と捜査本部の設置等)(令和4年7月8日)	「死亡日時」欄のうち、4行目全て
イ 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件(第二報:安倍元首相の死亡と捜査本部の設置等)(令和4年7月8日)	「死因等」欄のうち、3行目1文字目から3文字目まで
エ 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件(第四報:解剖結果等)(令和4年7月9日)	「執刀医師」欄のうち、1行目最後の文字
オ 安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件(第五報)7/9 16:00時点の捜査結果(令和4年7月9日)	上から2段目の左欄のうち、1行目全て
オ 安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件(第五報)7/9 16:00時点の捜査結果(令和4年7月9日)	「街宣車」欄のうち、1行目1文字目から5文字目まで、2行目1文字目から5文字目まで、5行目1文字目から4文字目まで及び6行目1文字目から5文字目まで
カ 安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件(第1報)～事件の発生、被疑者の検挙、捜査本部の設置について～	2頁目「報告の要旨」欄の「1 事案認知」のうち、1行目18文字目から最後の文字まで及び2行目1文字目から9文字目まで
カ 安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件(第1報)～事件の発生、被疑者の検挙、捜査本部の設置について～	3頁目14行目6文字目、11文字目、13文字目及び16文字目から最後の文字まで

(注) 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。表中の文字数の数え方については、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、句読点、括弧及び数字も1文字に数える。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

	審 査 経 過
令和 5 年 6 月 1 5 日	・ 諮問実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 6 年 6 月 1 4 日 (第 2 7 5 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 6 年 7 月 1 9 日 (第 2 7 6 回審査会)	・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
令和 6 年 8 月 1 9 日 (第 2 7 7 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 6 年 1 2 月 1 9 日 (第 2 7 9 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 7 年 1 月 3 0 日 (第 2 8 0 回審査会)	・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
令和 7 年 3 月 2 5 日 (第 2 8 1 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 7 年 6 月 6 日 (第 2 8 2 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 7 年 7 月 1 4 日 (第 2 8 3 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 7 年 8 月 1 9 日 (第 2 8 4 回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 7 年 1 1 月 1 1 日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
あお き み さ 青 木 美 紗	奈良女子大学研究院生活環境科学系 准教授（食料・農業経済学）	
たか や まさ し 高 谷 政 史	弁護士	会 長 代 理
たけ むら と も こ 竹 村 登 茂 子	大阪芸術大学客員教授 （元読売新聞編集局次長）	
つる や まさ ひこ 鶴 谷 将 彦	奈良県立大学地域創造学部准教授 （行政学）	
はやし あき と も 林 晃 大	近畿大学法学部法律学科教授 （行政法）	会 長

(令和7年11月11日時点)

(前委員)

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
く ぼ ひろ こ 久 保 博 子	奈良女子大学研究院工学系教授 （住生活・住環境学）	令和6年9月30日退任
の だ たかし 野 田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	令和6年9月30日退任